

# 「今別町史」編さん 業務委託公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

## 1 業務の目的

既刊の「今別町史」の続きとなる昭和30年3月31日から令和8年3月31日までの「今別町史」を、町制施行70周年を記念して編さんすることにより、その記録を正しく後世に伝えていくとともに、広く町民が今別町の歴史に関心を持ち、先人への感謝と郷土の歴史や文化に対する理解と愛着を深め、将来のまちづくりにつなげていくことを目的とする。

## 2 業務の概要

(1) 業務名：今別町史編さん業務

(2) 業務内容：別紙、仕様書のとおり。ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様書を変更することがある。

(3) 委託期間：契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで。

(4) 納入場所：今別町教育委員会

(5) 契約方法：公募型企画提案（プロポーザル）方式による随意契約

(6) 委託料の上限額：24,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和7年度から令和10年度までの間、事業の進捗に応じて、契約額を上限として支払う。支払いは、請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

令和7年度 2,200,000円（税込み）

令和8年度 5,500,000円（税込み）

令和9年度 5,500,000円（税込み）

令和10年度 11,000,000円（税込み）

計24,200,000円

## 3 全体スケジュール

(1) 公募型プロポーザル（企画競争入札）を行う。

ア 公告日（公募の開始）令和7年10月1日（水）

イ 質問書の受付期限：令和7年10月1日（水）～令和7年10月8日（水）まで

ウ 参加表明書の提出期限：令和7年10月14日（火）午後4時（必着）まで

エ 企画提案書類の提出期限：令和7年10月29日（水）午後4時（必着）まで

オ プレゼンテーション：令和7年11月18日（火）

カ 結果通知：令和7年11月25日（火）

キ 選定結果公表：令和7年11月25日（火）

ク 契約締結：令和7年12月2日（火）

(2) 業務着手 契約締結日の翌日から

(3) 業務完了 令和11年3月31日

#### 4 参加資格

本提案への参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

- (1) 令和7年度今別町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。(有資格者でない方は令和7年度今別町入札参加資格申請書を10月14日までに提出すること。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は企画提案書等の提出期限日前6か月以内に手形小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 手続開始の公示の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、指名除外措置を受けている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は今別町暴力団排除条例(平成23年条例第16号)第2条第1項に規定する暴力団員等の統制の下にある者でないこと。
- (7) 代表者又は役員が暴力団員等である者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (9) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日の前日までの間に営業停止処分を受けていないこと。
- (10) 提案業務又は類似する業務の経験があること。
- (11) 事業の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき委託事業を実施するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有し、的確に遂行できること。
- (12) プライバシーマーク、又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を受けており、適切な更新がなされているとともに、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。
- (13) 国税及び地方税等、各種税金を滞納していないこと。
- (14) 自治体史の編集に精通し、進行管理や定期的な助言を行える者及び執筆

者を確保できること。また、刊行後の資料の保管・活用等について助言できるもの。

## 5 優先交渉権者の選定方法

- (1) 優先交渉権者は、参加表明書を提出した者の中から選定する。
- (2) 優先交渉権者は、町史編さん業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の選定に基づき町長が決定する。
- (3) 選定委員会は、提案書等の内容について書類を審査し、順位をつける。  
次に企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。あらかじめ定めた評価基準書及び経費見積書の評価に基づき審査を行って、選定委員の平均評価点の最も高い者を選定し、優先交渉権者として町長に報告するものとする。  
ただし、選定委員会で審査した結果、選定委員1人当たり平均評価点が100点満点中70点に達しない場合は選定しないものとする。
- (4) プロポーザル参加表明者が1事業者の場合でも、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。
- (5) 選定結果は、町ホームページで公開するとともに、参加したすべての事業者に通知する。

## 6 選定委員会の構成

- (1) 選定委員会は今別町職員で構成する。
- (2) 選定委員会の会議及び議事録は非公開とする。

## 7 企画提案に関する質問受付及び回答

- (1) 質問の方法等  
質問は様式第6号の質問書を電子メールに添付して行うものとし、訪問や電話等での質問は受け付けない。なお、質問は企画提案書等提出書類の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受付けるものとする。
- (2) 質問の提出先  
今別町教育委員会  
メールアドレス：kyoiku@town.imabetsu.lg.jp
- (3) 質問書への記載事項  
会社名、担当者名、電話番号、メールアドレス、質問内容  
送信メールの件名は、「『事業者名』町史編さん業務委託質問事項」とする。
- (4) 提出期限  
令和7年10月8日（水）午後4時（必着）まで
- (5) 回答方法

すべての質問及び回答について、令和7年10月9日（木）までに参加者全員にメール送信する。

## 8 参加表明書の提出

### (1) 提出期限

令和7年10月14日（火）午後4時（必着）

### (2) 提出場所

今別町教育委員会

### (3) 提出書類

ア 様式第1号 参加表明書

イ 会社概要（様式は任意）

### (4) 提出方法

様式1及び会社概要を持参又は郵送（必着）のこと。

※ 持参の場合は午前8時30分から午後4時で（土・日・祝日を除く。）

## 9 企画提案書等及び経費見積書の提出

### (1) 提出期限

令和7年10月29日（水）午後4時（必着）

### (2) 提出部数

各10部（正本1部、副本9部）

### (3) 提出書

ア 企画提案書の提出について…様式第2号

イ 企画提案書（表紙）…様式第3号

ウ 企画提案内容…様式は任意（A4）

(ア) 編集の基本方針の実現方法

(イ) 構成・目次

(ウ) 資料の収集・調査

(エ) 整理・分析

(オ) 原稿執筆

(カ) 監修

(キ) 編集構成

(ク) 印刷製本

(ケ) 工程表

エ 業務実施体制…様式第4号

オ 業務経歴書…様式第5号

カ 経費見積書…様式は任意であるが、見積価格上限額を24,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。

契約期間は、契約締結日の翌日から令和11年3月31日までとし、各年度

における見積金額は、

令和7年度	2,200,000円（税込み）	
令和8年度	5,500,000円（税込み）	
令和9年度	5,500,000円（税込み）	
令和10年度	11,000,000円（税込み）	計24,200,000円

とし、各年度末に請求を行い翌年度の4月払いを予定するので、企画提案における各年度の見積額がその年度の業務量及び積算額に妥当性があると認められる金額で見積もること。

支払いは、報告書（前月の作業進行状況について翌月15日までに書面で町に報告する）及び「制作スケジュール」で定めた工程が着実に進められていることを示すデータ・原稿等を確認の上、受託者の請求に基づき支払うものとする。

令和10年度については、成果物の納品等すべての委託業務終了後、支払うものとする。

(ア) 見積書は、令和7年度から令和10年度までの年度ごとの見積額と4年度分の全体の総額がわかる見積書とし、年度ごとの見積書は、内訳として工程表に記載した各年度の予定業務ごとに見積金額の算出根拠を詳細に記載し、消費税及び地方消費税は別途明示する。

〒030-1502

青森県東津軽郡今別町大字今別字今別166

今別町教育委員会

T E L : 0174-35-2157

F A X : 0174-35-3923

MAIL : kyoiku@town.imabetsu.lg.jp